

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 児童生徒の安全確保対策について、これまで以上に各地域や団体等の力を効果的なものとするために、二宮町児童生徒安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討・協議し、課題に対する実効性のある行動計画を企画・立案するものとする。

- (1) それぞれの組織・団体との連携による登下校時の安全監視体制
- (2) 通学路や学区内の危険箇所点検と改善に向けた取組み策
- (3) その他

2 協議会員は、それぞれの団体等の立場や役割に応じて、当該団体等や傘下組織に行動計画を示し、実行につなげていくものとする。

(組織)

第3条 協議会は、会員20名以内で組織する。

2 協議会員は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。

- (1) 地区長連絡協議会
- (2) 各小中学校PTA
- (3) 防犯指導員
- (4) 学校安全活動協力団体
- (5) 大磯警察署
- (6) 各小中学校教頭
- (7) 二宮町総務部防災安全課長
- (8) 二宮町都市部都市整備課長
- (9) 二宮町教育委員会教育長

3 協議会員が前項各号に掲げる組織・団体を離れた時またはその職を辞した場合は、改めて推薦を受けた者またはその職の後任者が会員となるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、協議会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 会長は、必要に応じて協議会に協議会員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(二宮町児童生徒安全対策協議会設置要項の廃止)

2 二宮町児童生徒安全対策協議会設置要項（平成18年1月11日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。